

肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 の 概 要

平成14年度～平成18年度

検診名	老人保健事業における肝炎ウイルス検診	保健所における特定感染症検査等事業	政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業 (平成18年度の対象者)
対象者	○節目検診 老人保健事業の健康診査の対象者のうち、40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の者を対象 ○節目外検診 上記以外の老人保健事業の健康診査の対象者のうち、 ①肝機能異常を指摘されたことのある者 ②広範な外科的処置又は妊娠・分娩時の多量出血の経験がある者であって、定期的に肝機能検査を受けていない者 ③基本健康診査で GPT 値により要指導とされた者	○性感染症検査又はH I V抗体検査を受ける者のうち、同時にウイルス性肝炎（B型、C型）検査を希望する40歳以上の者 ※平成18年4月からは、対象者の年齢制限を撤廃するとともに、肝炎ウイルス検査の単独実施についても補助の対象にしている。	○一般健診を受診する次のいずれかに該当する者（過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある者を除く）のうち希望者 ①35歳以降5歳間隔の者 ②広範な外科的処置又は妊娠・分娩時の多量出血の経験がある者 ③肝機能異常を指摘されたことのある者 ④一般健診で GPT 値が36以上であった者 ※③・④は一般健診の結果を受けて実施
受診機関	次のいずれかの方法 ・市町村が自ら公民館等で実施 ・市町村が個別に医療機関等に委託して実施	保健所等	地方社会保険事務局が契約している政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関
実施主体	市町村	都道府県、政令市、特別区	社会保険庁
費用負担	市町村が個別に設定	基本的に無料	肝炎ウイルス検査 670円
実績	H17：3,093,646人 H18：3,483,787人	H17：7,041人 H18：36,480人	H17：191,721人 H18：194,216人

上記のほか、以下の健康診断等がある。

①被保険者及び被扶養者を対象に健康保険組合が実施する健康診査

②労働者を対象に職域において実施する健康診断

また、各医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するところもあり、医師の診察により、肝炎の感染が疑われる場合には、医療保険が適用される。